

富良野市文化芸術基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 文化芸術の推進等に関する基本的な施策（第7条—第14条）

第3章 推進体制等（第15条—第16条）

附則

北海道の中心に位置する富良野市は、西に夕張山系の芦別岳、東に十勝岳連峰の富良野岳に囲まれた、世界に誇る美しい山岳田園都市です。

この美しい田園風景は、先人たちが原始の森を伐り開き、汗と涙で創り上げてきたものです。それは、「幸せ」に暮らすために奮闘してきた富良野の人々が自らの手と頭を使って創り出してきた富良野らしい「農村文化」そのものです。

そして、美しい富良野の四季を背景に、「幸せとは何か」という根源的な問題を提起したテレビドラマ「北の国から」が、多くの人々に感動を与え、共感を得ました。そんな中で生まれたのが、富良野演劇工場を本拠地とする「富良野らしい演劇文化」です。

「人は、みんな違って、みんないい」という多様性を受け容れる感性を育むことがとても大切な時代になり、伝統文化や演劇だけでなく、国際化や価値観の多様化に伴い、様々な新しい文化も生まれようとしています。

そのような文化芸術こそが、歴史を紡ぐ時間と空間を超えて、子どもたちの心を育み、平和な世界の実現と生きる力を生み出す創造のエネルギーであり、まち育ての源となるのです。

その大きなエネルギーを生み出す発電機として、ここに、文化芸術のこころを具現化する富良野市文化芸術基本条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、富良野市（以下「市」という。）における文化芸術の推進に関し、基本的な事項を定め、市民の文化的権利及び市民としての役割、そ

して市の役割を明らかにすることで、市民の創造性及び豊かな感性を育むとともに、市民が心豊かに暮らせる持続可能な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術 文化芸術基本法(平成13年法律第148号。以下「法」という。)が対象とするもののほか、市民が主体的に行う創造的な行動をいう。
- (2) 文化芸術活動 文化芸術を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援し、若しくは継承する活動をいう。
- (3) 市民 市内に居住し、勤務し、若しくは在学する者又は市内において文化芸術活動を行う者をいう。
- (4) 文化芸術団体 市内において文化芸術活動を行う団体をいう。
- (5) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び市内で事業を行う個人をいう。
- (6) 文化資産 文化財、伝統文化、自然景観、食文化等の多様な分野において活用される文化的な価値を有する資産をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の推進にあたっては、以下の基本理念を尊重しなければならない。

- (1) 性別、国籍、民族、年齢、障がいの有無、経済状況等にかかわらず、あらゆる市民に対して、文化芸術に関与又は参加し、及びこれを創造・表現し、又は鑑賞・享受する文化的権利が保障されなければならない。
- (2) 市民及び市を訪れる多様な価値観を持つ人々が、枠を超えて相互に理解し、尊重することができる持続可能な地域社会の実現を図らなければならない。
- (3) 障がい者その他の社会的弱者の文化的権利を実現するために、文化的施設の建設、管理、運営並びに事業の実施について特段の配慮をしなければならない。
- (4) 現在ある文化資産、歴史や伝統、人、自然環境に市民が理解を深め、

誇りと愛着を持てるよう支援しなければならない。

(5) 地域の文化芸術活動の推進及び創造された新たな文化や価値の発展、保護、保存を図るため必要な施策を講じなければならない。

(6) 広く市民が多様な文化に触れる機会の充実を図らなければならない。
(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、文化芸術の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公正かつ中立な立場で、表現の自由の保障をしなければならない。

2 市は、文化芸術施策を推進するに当たっては、文化芸術の意義と価値を尊重しつつ、観光、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう努めなければならない。

3 市は、市民が自主的かつ創造的に多様な文化芸術活動を行い、文化芸術の継承又は普及することができる環境を整備し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市は、文化芸術関連施策の策定及び推進に当たっては、広く市民等の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(市民の権利及び役割)

第5条 市民は、自ら文化芸術を享受し、文化芸術活動を行う権利を有する。

2 市民は、第3条に規定する基本理念を理解し、関係機関と交流を深め、尊重し合い、主体的に文化芸術の創造、発信及び発展に努めるものとする。

(文化芸術団体及び事業者の役割)

第6条 文化芸術団体は、第3条に規定する基本理念を理解し、自主的かつ創造的な文化芸術活動を一層促進するとともに、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化に努めるものとする。

2 事業者は、第3条に規定する基本理念を理解し、地域社会の一員として、文化芸術活動の活性化に努めるものとする。

第2章 文化芸術の推進等に関する基本的な施策

(多様な文化の尊重と推進)

第7条 市は、市民が生活を楽しみ、生きがいを見出してきた様々な文化芸術活動や時代の変化に伴って生み出される新しい文化芸術活動を支援促進し、

人々が多様な文化に触れ、発信し、様々な人々との交流を図ることができる環境を整備するよう努めるものとする。

(人材育成)

第8条 市は、文化芸術活動の担い手の育成及び確保に必要な施策を講じるよう努めるものとする。

2 市は、将来にわたり市民の文化芸術活動を推進するため、文化芸術に関する専門的知識及び技能を有する者の育成に努めるものとする。

3 市は、市民と文化芸術をつなぐ役割を担う専門的な人材の配置、その他必要な施策を講じるよう努めるものとする。

(子どもたちのための文化芸術活動の充実)

第9条 市は、子どもたちの心と感性を育て、未来を切り拓く創造力と生きる力を育むため、乳幼児期から文化芸術に親しむ機会の提供や環境の整備に努めるものとする。

(文化の交流並びに観光分野との連携)

第10条 市は文化の担い手、受け手、文化団体等相互の交流促進のための機会や場所、情報を提供するよう努めるものとする。

2 市は、国内外、地域間の文化的交流を促進するため、地域における文化資産の価値を認識し、観光分野との連携により必要な施策を講じるよう努めるものとする。

(自然との共生・共存)

第11条 市は、地域の特性である豊かな自然環境と美しい景観を生かして、自然との共生・共存を図る持続可能な施策を講じるよう努めるものとする。

(食文化の発展・維持)

第12条 市は、農村地帯であり豊かな農作物を生み出す土地柄を鑑み、その資源や歴史的背景から成る食文化を尊重し、発展・維持に必要な施策を講じるよう努めるものとする。

2 市は、市民が地元の食物に親しみをもち、地産地消による食生活・食文化が育まれるために必要な施策を講じるよう努めるものとする。

(市民の健康増進)

第13条 市は、スポーツが人々の健康を増進し、生きがいを高め、交流を促進

する文化的な役割を果たしている事を鑑み、市民がスポーツに親しみ、楽しむことが出来るよう必要な施策を講じるよう努めるものとする。

(演劇文化・芸術の推進)

第14条 市は、演劇がもつ「創る」「育む」「癒す」という力を十分に発揮させ、地域の幸福度を高めるため、これらを実現する環境を整備し、様々な人々との交流を計ることができるよう支援するものとする。

2 演劇を通じた表現力、想像力、コミュニケーション力を培う人材育成を支援するものとする。

第3章 推進体制等

(計画の策定及び推進)

第15条 市は、文化芸術の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術の推進に係る計画を策定するものとする。

2 前項の計画に基づく文化芸術施策の推進にあたっては、市及び関係団体等の協働により実施するものとする。

(富良野市文化芸術推進委員会の設置)

第16条 市は、前条の計画の策定及び変更、その他施策の推進に関する重要事項を審議するため、富良野市文化芸術推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置するものとする。

2 推進委員会は、文化芸術活動について知見又は経験を有する市民、文化芸術について知見を有する専門家その他の者で構成するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、推進委員会について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年11月3日から施行する。

(富良野市文化芸術振興条例検討委員会設置条例の廃止)

2 富良野市文化芸術振興条例検討委員会設置条例（令和3年条例25号）は、廃止する。

(富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 富良野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の14 その他附属機関の委員の項区分の欄中「文化芸術振興条例検討委員会委員」を「文化芸術推進委員会委員」に改める。